

新紙幣対応支援事業補助金



笠間市では電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受ける市内の中小企業者に対し、令和6年7月発行の新紙幣に対応する現金収受機、釣銭機、券売機の改修・更新に要する費用を一部補助します。

切しより。		
	対象者	笠間市内で事業を営み、今後も継続して事業を営む中小企業者で、市税に未納がなく、日本標準産業分類 大分類 「I 卸売業・小売業」、「M 宿泊業・飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」に該当する事業を営む者。ただし、公序良俗に反する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可又は届出を要する事業を除く。
	補助対象経費	笠間市内で現在使用している現金収受機、釣銭機、券売機で無人で金銭を収受する機器を新紙幣に対応するための改修、更新に要した費用。 ※自動販売機・両替機は対象になりません。 ※令和6年4月1日から12月27日までの間に支払いが完了した経費が対象となります。
	補助額 上限額	補助対象経費(税抜)の2分の1以内 1台につき15万円(1,000円未満切り捨て)を上限とする。 ※補助金の交付回数は補助対象者ごとに1回を限度とします。
	申請 方法	交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要書類を添えて下記申し込み先あてに郵 送いただくか、二次元コードから申請をしてください。
	申請期限	令和6年12月27日(金)まで ※郵送の場合当日消印有効
	添付 書類	・補助対象経費の内容が確認できる書類(見積書や請求明細書等) ・支払いの内容が確認できる書類(「領収書」または「振込書の写し」等) ・他の補助金を受けている場合は交付決定を証する書類 ・改修又は更新した機器の写真(機器が店舗に設置してあることが分かる写真) ・振込先の口座に関する情報(金融機関名、支店名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の見開きページの写し等) ・法人の場合:直近1期分の法人税確定申告書別表1の写し ・個人の場合:直近1年分の確定申告書第1表の写し・本人確認書類の写し
	補助金返還	規則、要綱に違反したとき、虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、交付を受けた翌年度から5年を経過する前に補助の対象機器を正当な理由無く廃棄、転売、譲渡をしたとき、その他補助金の交付が不適当と判断した場合、補助金の返還を求めます。

※県内初、令和6年度限りの事業です。

予算に限りがあるため、早めにお申し込みください。

申し込み問合せ先

〒309-1792 笠間市中央3-2-1 笠間市 産業経済部 商工課 電話0296-77-1101 (内線510)

